見 交 協 第　12 号
令和３年 12 月 22 日

見附市地域公共交通活性化協議会 委員 各位

見附市地域公共交通活性化協議会
会長　見附市長　稲田　亮

書面協議の開催について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

見附市では、実際の利用状況や市民ニーズに基づき、公共交通網の見直しを図っておりますが、令和３年度は、６月の第１回会議でお示しした通り、以下２点の検討を進めてまいりました。

①　現 B2 ルートの廃止および、池之内地域でのデマンド型乗合タクシー新規運行（地域特性に応じた適切な公共交通の導入）
②　葛巻地域におけるコミュニティバスの新規運行（交通空白地域の解消）

上記２点は、令和４年４月１日付での適用を予定しておりますが、運行開始にあたっては、委員と事前協議の上、運行開始１ヶ月前(令和４年２月末)までに国へ許可申請書を提出する必要があるため、今回書面での協議をお願いいたします。

また、見附市コミュニティバス事業は国の「公共交通確保維持改善事業」における事業補助を受けるため、毎年国へ『生活交通確保維持改善計画』を提出しています。

これに付随し、事業終了後には委員と事前協議の上、事業評価を実施し、国へ評価シートを提出する必要があるため、上記と併せて事業評価に関する協議をお願いいたします。

記

1. 協議案件(各案件の詳細は別紙参照)

①　令和４年４月１日から、池之内地域でデマンド型乗合タクシーを新規運行する件
②　令和４年４月１日から、葛巻地域でコミュニティバスを新規運行する件
③　令和３年度 公共交通確保維持改善事業 事業評価について

2. 回答期限

期限が短く恐縮ですが、別紙回答用紙に記入の上、令和４年１月５日（水）までにｅ−ｍａｉｌまたはＦＡＸにてご回答ください。

3. その他

・令和３年度第２回会議は令和４年３月上旬を予定（別途ご案内します）

担　当：見附市地域公共交通活性化協議会　事務局（見附市企調整課）反町
TEL：0258－62-1700（内線 316）Fax：0258－63-1006
e-mail：kikaku@city.mitsuke.niigata.jp